

訪問看護のご紹介（重要事項説明書）

1. サービスの担当者

訪問看護は看護師等の免許を有する専門家が担当いたします。

2. 訪問看護サービスの概要

1) 訪問看護事業所の指定状況およびサービス提供地域

事業所名 訪問看護ステーション ひなた
所在地 愛知県豊田市井上町9丁目56番地1
介護保険指定番号 :2363090347
通常のサービス提供地域 :豊田市 *地域以外でもご希望の方はご相談ください。

2) 当事業所の特徴(運営方針)

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを24時間体制で提供します。
訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係連携機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3) スタッフの体制

訪問看護ステーションに勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

①管理者:看護師 1名 鈴木 里加

管理者は所属職員を指導監督し関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をする等適切な事業の運営が行われるように統括します。

②訪問職員: 看護師 3名以上 作業療法士1名以上

訪問職員は訪問看護・リハビリ計画書及び報告書を作成し在宅における訪問看護・リハビリテーションを担当する。

4) 営業日 通常月曜日から金曜日(祝祭日を除く)。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

5) 訪問看護の内容

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. 病状・障害の観察 | 6. ターミナルケア |
| 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持 | 7. 認知症患者の看護 |
| 3. 食事および排泄等の日常生活援助 | 8. 療養生活や介護方法の指導 |
| 4. 床ずれの予防・処置 | 9. カテーテル等の管理 |
| 5. リハビリテーション | 10. その他医師の指示による医療処置 |

3. 訪問看護の提供方法

訪問看護の実施にあたっては、利用者の希望または介護支援専門員の在宅ケアアセスメントにより必要性が認められた時にケアプランに基づき提供されます。また訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示書に基づき行います。

4. 訪問看護利用料金

(1) 利用料

利用料については介護保険の方は介護保険制度に基づいた利用者負担となります。利用料については介護支援専門員により提示されるサービス利用票にてご確認ください。

医療保険の方は医療保険法に基づき、下記の通りの利用者負担となります。尚、営業日以外の対応は、休日料金(2000円/日)が加算されます。

(2)交通費

上記2の1)の通常のサービスの実施区域以外の地域にお住まいの利用者様は交通費の実費(実施地域以外から片道 1キロメートルにつき10円)をご負担いただくこともあります。

訪問看護料金表

(医療保険)

医療保険		料金	基本利用料(利用者負担)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
	週4日目以降	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
	理学療法士等	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)		¥ 12,850	¥ 1,285	¥ 2,570	¥ 3,855	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき)	週3日目まで	¥ 5,550	¥ 555	¥ 1,110	¥ 1,665	
	週4日目以降	¥ 6,550	¥ 655	¥ 1,310	¥ 1,965	
	理学療法士等	¥ 2,780	¥ 278	¥ 556	¥ 834	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)		¥ 12,850	¥ 1,285	¥ 2,570	¥ 3,855	
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中(外泊時1~2回)	¥ 8,500	¥ 850	¥ 1,700	¥ 2,550	
管理療養費 (1日につき)	1日目	¥ 7,670	¥ 767	¥ 1,534	¥ 2,301	
	2日目以降	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
加算	乳幼児加算	6歳未満(別表7・8)	¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450
		6歳未満(上記以外)	¥ 1,300	¥ 130	¥ 260	¥ 390
加算	難病等複数回 訪問加算	1日2回	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
		1日3回以上	¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400
緊急訪問看護加算(14日目まで)		¥ 2,650	¥ 265	¥ 530	¥ 795	
緊急訪問看護加算(15日目以降)		¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
加算	複数名訪問看護加算	看護師・PT等(週1回)	¥ 4,500	¥ 450	¥ 900	¥ 1,350
		准看護師(週1回)	¥ 3,800	¥ 380	¥ 760	¥ 1,140
		看護補助者(週1回以上)	¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900
長時間訪問看護加算/90分		¥ 5,200	¥ 520	¥ 1,040	¥ 1,560	
24時間対応体制加算(月1回)		¥ 6,800	¥ 680	¥ 1,360	¥ 2,040	
加算	特別管理加算 (月1回)	特別管理加算Ⅰ	¥ 5,000	¥ 500	¥ 1,000	¥ 1,500
		特別管理加算Ⅱ	¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750
退院時共同指導加算 (月1回、末期悪性腫瘍患者は月2回迄)		¥ 8,000	¥ 800	¥ 1,600	¥ 2,400	
特別管理指導加算 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者)		¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
専門管理加算		¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	
退院支援指導加算		¥ 6,000	¥ 600	¥ 1,200	¥ 1,800	
退院支援指導加算(長時間)		¥ 8,400	¥ 840	¥ 1,680	¥ 2,520	
在宅患者連携指導加算(適応月/月1回迄)		¥ 3,000	¥ 300	¥ 600	¥ 900	
夜間・早期訪問看護加算(18時~22時/6時~8時)		¥ 2,100	¥ 210	¥ 420	¥ 630	
深夜訪問看護加算(22時~翌6時)		¥ 4,200	¥ 420	¥ 840	¥ 1,260	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応月/月2回迄)		¥ 2,000	¥ 200	¥ 400	¥ 600	
訪問看護医療DX情報活用加算		¥ 50	¥ 5	¥ 10	¥ 15	
情報提供療養費(月1回)		¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	
ターミナルケア療養費 ※別途エンゼルケア費(保険外10000円)		¥ 25,000	¥ 2,500	¥ 5,000	¥ 7,500	
遠隔死亡診断補助加算		¥ 1,500	¥ 150	¥ 300	¥ 450	
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		¥ 2,500	¥ 250	¥ 500	¥ 750	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		¥ 780	¥ 78	¥ 156	¥ 234	

訪問看護料金表

(精神科)

医療保険		料金		基本利用料(利用者負担)						
				1割負担	2割負担	3割負担				
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ *保健師・看護師・作業療法士 (1日につき)	週3日目まで 30分未満	¥	4,250	¥	425	¥	850	¥	1,275	
	週3日目まで 30分以上	¥	5,550	¥	555	¥	1,110	¥	1,665	
	週4日目で以降 30分未満	¥	5,100	¥	510	¥	1,020	¥	1,530	
	週4日目で以降 30分以上	¥	6,550	¥	655	¥	1,310	¥	1,965	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ *同一建物同一日3人以上 *保健師・看護師・作業療法士 (1日につき)	週3日目まで 30分未満	¥	2,130	¥	213	¥	426	¥	639	
	30分以上	¥	2,780	¥	278	¥	556	¥	834	
	週4日目で以降 30分未満	¥	2,550	¥	255	¥	510	¥	765	
	30分以上	¥	3,280	¥	328	¥	656	¥	984	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (管理療養費なし)	入院中(外泊時1~2回)	¥	8,500	¥	850	¥	1,700	¥	2,550	
管理療養費 (1日につき)	1日目	¥	7,670	¥	767	¥	1,534	¥	2,301	
	2日目で以降	¥	3,000	¥	300	¥	600	¥	900	
加算	24時間対応体制加算		¥	6,800	¥	680	¥	1,360	¥	2,040
	精神科緊急訪問看護加算	14日目まで(1日につき)	¥	2,650	¥	265	¥	530	¥	795
		15日目で以降(1日につき)	¥	2,000	¥	200	¥	400	¥	600
	難病等複数回 訪問加算	1日2回	¥	4,500	¥	450	¥	900	¥	1,350
		1日3回以上	¥	8,000	¥	800	¥	1,600	¥	2,400
	複数名精神科 訪問看護加算	看護師・OT等(1回/日)	¥	4,500	¥	450	¥	900	¥	1,350
		看護師・OT等(2回/日)	¥	9,000	¥	900	¥	1,800	¥	2,700
		看護師・OT等(3回以上/日)	¥	14,500	¥	1,450	¥	2,900	¥	4,350
		精神保健福祉士等(週1回)	¥	3,000	¥	300	¥	600	¥	900
	長時間精神科訪問看護加算/90分 (要件により1回~3回)		¥	5,200	¥	520	¥	1,040	¥	1,560
	特別管理加算 (月1回)	特別管理加算Ⅰ	¥	5,000	¥	500	¥	1,000	¥	1,500
		特別管理加算Ⅱ	¥	2,500	¥	250	¥	500	¥	750
	専門管理加算		¥	2,500	¥	250	¥	500	¥	750
	退院時共同指導加算		¥	8,000	¥	800	¥	1,600	¥	2,400
	退院支援指導加算		¥	6,000	¥	600	¥	1,200	¥	1,800
	退院支援指導加算(長時間)		¥	8,400	¥	840	¥	1,680	¥	2,520
	在宅患者連携指導加算(適応月/月1回迄)		¥	3,000	¥	300	¥	600	¥	900
	夜間・早朝訪問看護加算(18時~22時/6時~8時)		¥	2,100	¥	210	¥	420	¥	630
	深夜訪問看護加算(22時~翌6時)		¥	4,200	¥	420	¥	840	¥	1,260
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (適応月/月2回迄)		¥	2,000	¥	200	¥	400	¥	600
	精神科重傷者支援管理連携加算イ		¥	8,400	¥	840	¥	1,680	¥	2,520
	精神科重傷者支援管理連携加算ロ		¥	5,800	¥	580	¥	1,160	¥	1,740
	訪問看護医療DX情報活用加算		¥	50	¥	5	¥	10	¥	15
	情報提供療養費(月1回)		¥	1,500	¥	150	¥	300	¥	450
ターミナルケア療養費 ※別途エンゼルケア費(保険外10000円)		¥	25,000	¥	2,500	¥	5,000	¥	7,500	
遠隔死亡診断補助加算		¥	1,500	¥	150	¥	300	¥	450	
看護・介護職員連携強化加算(月1回)		¥	2,500	¥	250	¥	500	¥	750	
訪問看護ベースアップ評価加算(Ⅰ)		¥	780	¥	78	¥	156	¥	234	

訪問看護料金表 (介護保険)

1単位:11.05円

令和6年度改定

介護保険(介護予防)		サービス内容略称	単位数	基本利用料(利用者負担)			
				1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護費	20分未満	訪問看護 I 1(介護予防)	314(303)	¥346(334)	¥693(669)	¥1040(1004)	
	30分未満	訪問看護 I 2(介護予防)	471(451)	¥520(498)	¥1040(997)	¥1561(1495)	
	30分以上60分未満	訪問看護 I 3(介護予防)	823(794)	¥909(877)	¥1818(1754)	¥2728(2631)	
	60分以上1時間30分未満	訪問看護 I 4(介護予防)	1128(1090)	¥1246(1204)	¥2492(2408)	¥3739(3613)	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	20分以上	訪問看護 I 5(介護予防)	294(284)	¥324(313)	¥649(628)	¥974(941)
		40分以上		588(568)	¥649(627)	¥1299(1255)	¥1949(1882)
60分以上		792(427)		¥875(471)	¥1750(943)	¥2625(1415)	
准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。 早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は、1回につき25%増。深夜(22時~翌6時)は、1回につき50%増。 但し、緊急訪問の場合は2回目以降加算されます。							
加算	緊急時訪問看護加算(月1回)	緊急時訪問看護加算 I	600	¥ 663	¥ 1,326	¥ 1,989	
	特別管理加算(月1回)	特別管理加算 I	500	¥ 552	¥ 1,105	¥ 1,657	
		特別管理加算 II	250	¥ 276	¥ 552	¥ 828	
	初回加算	初回加算 I(退院日)	350	¥ 386	¥ 773	¥ 1,160	
		初回加算 II(退院翌日以降)	300	¥ 331	¥ 663	¥ 994	
	ターミナルケア加算 ※別途エンゼルケア費(保険外10000円)	ターミナルケア加算	2500	¥ 2,762	¥ 5,525	¥ 8,287	
	遠隔死亡診断補助	遠隔死亡診断補助加算	150	¥ 165	¥ 331	¥ 497	
	長時間訪問看護加算(1回につき)	長時間訪問看護加算	300	¥ 331	¥ 663	¥ 994	
	複数名訪問加算 (1回につき)	30分未満	複数名訪問加算	254	¥ 280	¥ 561	¥ 842
		30分以上		402	¥ 444	¥ 888	¥ 1,332
	退院時共同指導加算	退院時共同指導加算	600	¥ 663	¥ 1,326	¥ 1,989	
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)	看護・介護職員連携強化加算	250	¥ 276	¥ 552	¥ 828	
	専門性の高い看護師による訪問看護	専門管理加算	250	¥ 276	¥ 552	¥ 828	
口腔連携強化加算(月1回)	口腔連携強化加算	50	¥ 55	¥ 110	¥ 165		
サービス提供体制加算	サービス提供体制加算 II	3	¥ 3	¥ 6	¥ 9		

*緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算につきましては、加算の対象となる可能性がある利用者様・ご家族様に事前に加算内容の説明をし、同意を得た上での加算となります。

ターミナルケア加算・ターミナルケア療養費につき同意しました。 令和 年 月 日

理学療法士等の訪問について、看護職員の代わりに訪問させるものである事等理解しました。

令和 年 月 日

(3)その他、料金に関わる特記事項

()

5. 事故が発生した場合の対応

居宅サービス提供時に利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

6. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施は行っていません。

7. サービス内容に関する苦情

1) 利用者様に提供したサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡下さい。

訪問看護ステーション ひなた

担当:鈴木 里加

TEL 0565-63-5018 / FAX 0565-63-5019

2) 利用者様は当事業所以外に介護支援専門員・市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

愛知県国保連合会 介護福祉課内 苦情相談室

連絡先 052-971-4165

豊田市役所 高齢福祉課 介護保険課

連絡先 0565-34-6634

乙は、甲に対する居宅介護サービスの提供にあたり、甲に対して別紙「訪問看護サービス契約書」及び「訪問看護のご紹介(重要事項説明書)」に基づき説明を行い、甲の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任持って行います。

訪問看護・予防訪問看護サービス契約書

第1条（サービス契約の目的）

1. 事業者（以下、乙という）は介護保険法等法令及び医療保険等の関係法令、この契約書に従い、利用者（以下、甲という）に対し、甲が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。
2. 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、被保険者証に記載された認定審査委員会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。
3. 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用者負担金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日（介護保険証は有効期間）とします。
2. 上記契約期間満了の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、乙が甲に対し契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合には、次回の介護保険の有効期間まで契約が自動更新となります。
3. 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は必要な措置をとります。

第3条（個別サービス計画等）

1. 乙は、甲の日常生活の状況およびその意向を踏まえて、甲の「居宅サービス計画書（ケアプラン）」にそって必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画書」を作成しこれにしたがって計画的にサービスを提供します。
2. 乙は、甲がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画書」の変更等の対応を行います。
3. 乙は、甲が「個別サービス計画書（ケアプラン）」変更を希望する場合は速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
4. 乙は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。

第4条（サービス提供の記録等）

1. 乙は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」の様式に必要事項を記入します。
2. 乙は、一定期間ごとにサービス提供状況、目標達成の状況等について「計画書」等の記録を作成して甲に提出します。
3. 乙は、「訪問看護記録」の記録を作成した後サービス終了から5年間はこれを適正に保存し、甲の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金およびその滞納）

1. サービスに対する利用者負担金は、介護保険法及び医療保険法に定められた額とします。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合には関係法令にしたがって改定後の金額が適用されます。
2. 利用者負担金として他に交通費が生じる場合もあります。
3. 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、乙は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
4. 前項の催告をしたときは、乙は居宅サービス計画を作成した介護支援事業者と協議し、甲の日常生活を維持する見地から、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の変更・介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
5. 乙は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第3項に定める期間が満了した場合には、この契約を書面により解除することができます。

第6条（甲の解約権）

甲は、乙に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（乙の解除権）

乙は、甲の著しい不信行為（セクハラ、暴言、暴力等）により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、乙は「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成した介護支援事業者にその旨連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- 一、第2条に基づき、事前に更新の合意がなされず契約の有効期間が満了したとき。
- 二、第5条の乙から解除の意思表示がなされたとき。
- 三、第6条の甲から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。
- 四、第7条の規定により乙から解除の意思表示がなされたとき。
- 五、次の理由で甲にサービスを提供できなくなったとき。
 - (1) 甲が介護保健施設や医療施設に入所または入院したとき。
 - (2) 甲について要介護認定が受けられなかったとき。
 - (3) 甲が死亡したとき。

第9条（損害賠償）

乙はサービスの提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合、および甲の名誉を毀損した場合には、行政機関の指導に基づき加入している賠償保険の範囲内でその約款に基づいて損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

第10条（秘密保持）

1. 乙は、個人情報保護法を遵守し、サービスを提供する上で知り得た甲及びその家族に関する秘密・個人情報については、甲または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
2. 乙はあらかじめ文書により甲の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第11条（苦情処理）

1. 甲は提供されたサービスに苦情がある場合には、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
2. 乙は苦情担当の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 乙は、甲が苦情申し立てを行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条（虐待防止）

1. 乙は、甲およびその家族等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 訪問看護ステーション ひなた 鈴木 里加

TEL 0565-63-5018

- (2) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (4) 虐待の防止のための指針を作成します。

第13条（業務継続計画の策定等）

1. 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
2. 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
3. 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

第14条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険等の関係法令・医療保険等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、甲と乙の協議により定めます。

《訪問看護指示書の依頼のお知らせ》

契約後から『訪問看護ステーション ひなた』よりサービスを開始するにあたり、主治医へ訪問看護指示書の依頼をさせていただきます。

- | | |
|--|---|
| ◆訪問看護指示書料 1回 300点 | 費用: 1割負担⇒300円
2割負担⇒600円
3割負担⇒900円 |
| ◆主治医により必要だと判断された際に発行される指示書
特別訪問看護指示書料 1回 100点 | 費用: 1割負担⇒100円
2割負担⇒200円
3割負担⇒300円 |
| ◆在宅患者訪問点滴注射指示書 1回 60点 | 費用: 1割負担⇒60円
2割負担⇒120円
3割負担⇒180円 |

※費用のお支払いは、次回医療機関受診時(または提出の際)に会計にてご請求されます。
*訪問看護指示書は1ヶ月から最長6ヶ月の間隔で主治医より発行され、指示書発行される毎に上記訪問看護指示書料がかかります。

《個人情報使用同意書》

私(利用者およびその家族)の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者の為の計画に沿って、円滑に訪問看護を提供するために、主治医及び他事業者と事業者との連絡調整において必要な場合。

学生実習の協力に関わる場合や、サービスの質の向上を目的とした研究などに関わる場合。

2. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議・相手方・内容等の記録を作成し、これを適性に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ又は実費負担によりその写しを交付します。